

川口市告示第 448 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和 6 年 6 月 4 日

川口市長 奥ノ木 信夫

1 形質変更時要届出区域

川口市川口三丁目 188 番 151 の一部、188 番 152 の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物